

南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく
防災対応検討ワーキンググループ
第1回議事録

内閣府政策統括官（防災担当）

南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく
防災対応検討ワーキンググループ（第1回）
議事次第

日 時 平成28年9月9日（金）10:00～12:00

場 所 中央合同庁舎8号館3階災害対策本部会議室

1. 開 会

2. 議 事

- （1）地震対策に関する制度、大規模地震対策特別措置法、南海トラフ地震対策の現状
- （2）本ワーキンググループで議論すべき論点
- （3）今後の検討の進め方について

3. 閉 会

○廣瀬（事務局） それでは、定刻となりましたので、ただいまから「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」第1回を開催させていただきます。

委員の皆様には御多忙中の中、御出席いただきましてありがとうございます。どうぞよろしくお願いたします。

なお、松本防災担当大臣は、公務のため遅れての出席となります。

それでは、会議の開催に当たりまして、松本副大臣より御挨拶を申し上げます。副大臣、よろしくお願いたします。

○松本副大臣 皆さん、おはようございます。ただいま御紹介をいただきました、防災を担当しております内閣府副大臣、松本洋平でございます。どうぞよろしくお願を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、本日、御多忙のところ本ワーキンググループの委員をお引き受けいただき、また、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。第1回会合に当たりまして、私から一言御挨拶を申し上げます。

言うまでもなく、我が国日本は、地震によって数多くの被害に見舞われております。5年前の東日本大震災、そして、ことし4月には熊本地震などを経験いたしまして、政府として地震防災対策に強力に取り組んでいく必要があると改めて認識しているところでございます。

昭和53年に制定されました大規模地震対策特別措置法におきましては、東海地震を対象に気象庁長官によります地震予知情報に基づいて、内閣総理大臣から警戒宣言が発せられ、沿岸部の住民の避難や鉄道の運行停止などの緊急的な防災対応を実施することとしております。しかしながら、最近の科学的知見においては、確度の高い地震の予測は難しいされているところでございます。その一方で、最近では東海地震だけではなく、南海トラフの広い範囲で大規模な地震の発生が切迫していると考えられております。

このワーキンググループにおかれましては、地震予測についての科学的な現状を踏まえた上で、地震予測に基づいて行うべき防災体制はどのようなものであるのか、対象とすべき地域も含めまして、委員の皆様には議論を深めていただくようお願を申し上げまして、私からの御挨拶とさせていただきます。活発な御議論をどうぞよろしくお願いたします。

○廣瀬（事務局） どうもありがとうございました。

それでは、お手元に配付いたしました委員名簿に従いまして、委員の皆様を御紹介させていただきます。

平田直委員です。

河田恵昭委員です。

長谷川昭委員です。

平原和朗委員です。

福和伸夫委員です。

山岡耕春委員です。

山崎登委員です。

尾崎正直委員です。

なお、川勝平太委員は本日御欠席でございますので、静岡県危機管理監兼危機管理部長、外岡達朗委員に代理で出席いただいております。

また、委員をお願いしております岩田孝仁委員、宇賀克也委員、小室広佐子委員、田中淳委員は、本日御欠席になっております。

行政側の委員につきましては、名簿での紹介のみとさせていただきます。

本検討会の主査は平田委員をお願いしております。初めに平田主査より御挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○平田主査 本検討会の主査を務めさせていただくことになりました平田でございます。よろしくお願いいたします。

第1回ワーキンググループの開催に当たり、一言御挨拶申し上げます。

このいわゆる大震法に基づく地震防災の体制ができてから38年たちまして、地震学やそれに関連する科学技術の知見というものは蓄積されてまいりました。とりわけ平成7年の阪神・淡路大震災の後、国として整備した基盤的調査観測網によって多くの知識が得られてきたわけでございますが、その中ではっきりしたことは、地震に至るプロセス、地震準備過程というのは極めて複雑で、単純な1つのモデルで地震発生を予測することは非常に難しいということがわかってまいりました。

一方で、南海トラフで巨大地震が発生すれば、5年前の東日本大震災と同じか、それを超えるような甚大な被害がもたらされるということもよくわかってまいりました。

私としては、科学技術あるいは学術によって得られた知見が少しでも国民の生命、財産を守り、災害による被害が軽減できるような方策はどのようなものであるかということ念頭に置いて議論を進めてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○廣瀬（事務局） ありがとうございます。

マスコミの方はここで御退室をお願いいたします。

（報道関係者退室）

○廣瀬（事務局） それでは、ここからの進行は平田主査をお願いしたいと思います。平田主査、よろしくお願いいたします。

○平田主査 それでは、まず議事に先立ちまして、会議の公開、非公開についての御意見を伺いたいと思っております。

まず事務局から御説明をお願いいたします。

○廣瀬（事務局） 本検討会では、地震予測の現状を確認し、南海トラフ沿いの地震観測や観測結果の評価体制、観測評価に基づく地震防災対策のあり方について議論いただく予定であり、各委員には自由な御意見をいただきたいため、会議は非公開で行いたいと考えております。

ただし、議事概要については会議終了後、速やかに発言者のお名前を伏せた形で公表することとし、また、詳細な議事録につきましても、同様にお名前を伏せた形で作成しまして、委員の皆様を確認をいただいた上で、本検討会終了から1年を経過した後に公表することを考えております。

なお、本ワーキングは今回もそうですが、マスコミの関心が非常に高うございますので、会議の終了後に概要について事務局から記者ブリーフィングを行わせていただきたいと思います。その場合もお名前については同様のお取り扱いをさせていただきたいと思っております。

本日もワーキング終了後に平田座長にもお願いいたしまして、事務局で記者ブリーフィングと質疑応答を行う予定にしております。

以上でございます。

○平田主査 ただいま事務局から説明がございましたように、会議の公開、非公開について進めたいと思いますが、御異議ございますでしょうか。

○尾崎委員 例えば私は県知事なものですから、どういう会議でどういう発言をしたかよくマスコミに聞かれるのですが、例えば外で個別にあなたは何を言いましたかと個別に聞かれたときは、どうすればいいですか。

○平田主査 では事務局のほうから。

○廣瀬（事務局） それについては個人のお考えということで、何も言わないわけにはまられないと思いますので、一般論としてお話することは結構だと思います。ほかの方でこういう御発言がありましたとかというのは、御遠慮いただければありがたいと思います。

○平田主査 最終的には詳細な議事録が名前を伏せた形で公開されると理解してよろしいですか。

○廣瀬（事務局） はい。

○平田主査 大変一般の方の関心が高い話題でございますので、取材される方が多いと思いますが、あと資料も大体公開されますか。

○廣瀬（事務局） 資料は原則公開とさせていただきたいと思っております。

○平田主査 そうですか。

それでは、今のことも含めて公開、非公開については進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続いて、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

○廣瀬（事務局） それでは、今お手元に配付しております本日の資料を確認させていただきます。

議事次第、委員の皆様の名簿、座席表、設置の趣旨。

資料1～5、参考資料1～6となっております。過不足はございませんでしょうか。

○平田主査 よろしいでしょうか。もしない場合には事務局にお声をかけてください。

それでは、議事に入ります。まず南海トラフ沿いの地震観測評価に基づく防災対応検討

ワーキンググループの開催について、事務局から説明をお願いいたします。

○廣瀬（事務局） 資料番号がない資料、1枚紙をつけてございます。読み上げさせていただきます。

南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ設置趣旨。

大規模地震の予測可能性について検討を行うとともに、それを踏まえた南海トラフ沿いの地震観測やその評価体制のあり方や観測・評価に基づく地震防災対策のあり方について検討を行うため、防災対策実行会議のもとにワーキンググループを設置する。

以下、図表をつけてございます。

以上でございます。

○平田主査 ありがとうございます。

ただいまの事務局の御説明について、御質問のある方は御発言ください。よろしゅうございますか。

それでは、次に地震対策に関する主な制度、大規模地震対策特別措置法、南海トラフ地震対策について、事務局から資料1から資料3を用いて説明をお願いいたします。

○佐藤（事務局） 事務局から資料1～3について御説明させていただきます。

資料1～3につきましては、地震対策の制度の現状について説明している資料でございます。

資料1からまいります。資料1の1ページ目をごらんください。我が国の戦後における地震対策に関する主な制度を記載したものです。基本的には法律のことを書いておりますが、この次に資料2で説明いたします大規模地震対策特別法については、経緯を少し細かく書いているところでございます。

御説明いたします。昭和25年に建築基準法ができた。昭和23年の福井地震で甚大な被害が出たのを受けてになります。昭和39年、新潟地震を受けて被災した場合の生活安定を目的として地震保険などができております。

昭和53年にできました今回のワーキンググループに関係の深い大規模地震対策特別法が成立いたしました。この法律は地震の直前の予知を前提としている法律になっております。

昭和54年におきましては、大震法に基づいて静岡県を中心とする地域が地震防災対策強化地域として指定されました。この地震防災対策強化地域としておりますのが下の※1で書かせていただきましたが、大震法に基づいて指定される地震防災に関する対策を強化する必要がある地域であるということで指定されております。

同年、地震防災基本計画が策定されております。この基本計画につきましては後ほどもう少し詳しく御説明いたしますが、大震法に基づき警戒宣言が発せられた場合における国の地震防災に関する基本的方針、地震防災強化計画及び地震防災応急計画の基本となるべき事項について定めたものでございます。

昭和56年の地震財特法ですが、大震法に基づいて指定された地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業のうち、公立の小中学校の耐震化などのかさ上げをするもので

す。この法律は5年ごとの時限立法なのですが、昭和55年以来、今までずっと延長され続けているものがございます。

また、大震法が成立した数日後に起こった宮城県沖地震では、建物に甚大な被害を受けて、昭和56年の建築基準法の改正のきっかけとなっております。この改正がいわゆる新耐震基準と言われるものがございます。

少し時間が飛ぶのですが、平成7年に阪神・淡路大震災が起きました。この災害をきっかけに地震防災対策特別法が成立いたしました。この法律により地震調査研究推進本部が組織されまして、地震に関する調査、研究を一元的に推進することとなりました。地震調査研究推進本部につきましては、資料1の最終ページに概要を記載しておりますが、説明は省かせていただきたいと思っております。

また、この阪神・淡路大震災をきっかけに、地震はどこでも起こり得るものという認識が広く広がりました。これを受けて地震防災対策特別措置法では、全国の公立小中学校の耐震化などの補助のかさ上げをしております。この法律によりまして、大震法のもとの強化地域とそれ以外と財政的な補助というのはほとんど差がなくなっております。

この補助につきましても5年の時限立法なのですが、現在まで延長されております。阪神・淡路大震災では、特に旧耐震基準でつくられた建物が甚大な被害を受けて、建物倒壊の死者が非常に多かったことから、同じ年に建築物の耐震改修の促進に関する法律ができ、新耐震基準以前につくられた建物に耐震診断が義務づけられました。

大震法、東海地震の話に戻りますと、平成11年に地震防災基本計画が改正されております。昭和54年以来の初めての改正でございまして、阪神・淡路大震災の教訓を受けた初動体制の強化や地震が予知されて警戒宣言が出されたとしても、極力日常生活が送れるような配慮が盛り込まれております。

21世紀に入りまして、内閣府では東海地震に加えて東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝地震の被害想定を行ったり、地震が起きた際の応急対策を作成したりしました。東海地震については想定震源域の見直しを受けて、地震防災強化地域が特に西側に拡大いたしまして、名古屋市なども含まれるようになっております。また、地震が予知できなかった場合も想定した応急対応も組み込んだ東海地震対策大綱というものを平成15年、2003年に策定しています。これを受ける形で東海地震の地震防災基本計画も修正しております。この地震防災基本計画では、これも後ほど御説明しますが、予知情報の前の注意情報を受けた準備的な対応を規定しています。

大震法の地震予知情報がされて警戒宣言が出されたときの対応を規定した地震防災基本計画は、23年にも実は修正されているのですが、微修正でしたので、基本的に地震予知がされた場合の対応は、平成15年の計画をもとに行うことに現在もなっております。

そんな中、緊急地震速報が導入されたとかあったのですが、その後、23年に東日本大震災が起きまして、主に津波によって甚大な被害が生じました。東日本大震災を受けて津波対策の評価として津波対策の推進に関する法律、津波防災地域づくりに関する法律ができ

て対策を強化しております。今回のワーキンググループの議題にもなります南海トラフ地震につきましては、東日本大震災でマグニチュード9.0の地震が発生されたのを受け、南海トラフにおいては科学的に考え得る最大規模のマグニチュード9クラスの地震を想定する対策を進めるための法律として、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法ができました。この法律は東海地震、大震法と違いまして地震予知を前提としているものではございません。この改正法では津波避難施設と避難路の整備について補助のかさ上げがあります。

首都直下地震対策におきましては、首都直下地震対策特別法が成立しております。

なお、東海ですとか東南海で個別の地震対策でつくられた発災前から発災後までのマスタープランである大綱につきましては、大規模地震防災・減災対策大綱ということで、現在は統一された一本の大綱でやっていることになっております。

このように地震予知に基づいた大震法はあるのですが、それ以外に予知を前提としない耐震化や津波対策、その他ハード、ソフトの対策を総合的に進めているという現状でございます。

(PP)

このスライドは地震に関する法律を模式的にまとめたものでございます。歴史については説明いたしましたが、特に関係の深い法律を少し詳しく説明いたします。

このワーキンググループと関係の深い中段の南海トラフ巨大地震対策と、大規模地震対策というところを説明いたします。

観測体制についてです。ほかの法律につきましては、基本的には観測・測量施設等の整備努力となっているのですが、実は大震法に関してだけは地震予知に資するための観測・測量体制の強化ということで、目的としてやっていることになっております。

計画等のところですが、どの法律も施設整備は行うのですが、大震法が特徴的なのは、要は警戒宣言後、地震が発生する前の住民避難や各機関の応急対策活動をあらかじめ計画しなさいというふうになっているところが大震法の特徴的なところがございます。

防災施設整備等の右側のところですが、一番右に黄色い枠がございますが、地震防災対策特別措置法、平成7年にできたものですが、先ほど申し上げましたとおり阪神・淡路大震災を受けてできた法律で、全国の社会福祉施設・公立小中学校等の耐震化等の国庫補助率のかさ上げがあります。

その左側の大震法関連では、地震財特法で強化地域の社会福祉施設や公立小中学校のかさ上げ措置があります。

先ほど申し上げましたが、地震防災対策特別措置法、右側の黄色いもののほうが補助のかさ上げメニューが多いこともあり、かさ上げの地域差は全国的にはほとんどなくなっています。南海トラフ地震におきましては1つ上に書いておりますが、避難場所・避難経路の整備について補助のかさ上げがある。

次に、一番下の津波対策についてでございます。津波防災地域づくりに関する法律は、

ハード・ソフトの施策を組み合わせた多重防御による津波防災地域づくりを推進するための法律ですが、各都道府県知事が警戒避難体制を特に整備する区域や、住民の生命を保護するために開発や建築を制限すべき区域等を指定することができるようになっております。(PP)

3 ページは、今まで説明してきた法律などを使いまして、今、我が国でどのような地震防災を考えているかを示したものになります。上に書いておりますが、阪神・淡路大震災、東日本大震災を踏まえまして、地震防災対応を事前対策から事後対応、復興・復旧まで総合的に行ってきた。次の四角に書いておりますように、地震対策というのは事前防災に括弧で書かせていただいた地震予知に基づく地震防災応急対策、その後に地震が発生した後の緊急地震速報に基づく緊急対応、そして応急的な対応、さらに復旧・復興、これらをしっかりと総合的に取り組んでいくことで、全体として減災・防災を実現していくものと考えております。

括弧書きで書かせていただきましたが、地震予知があり、大震法があり、相当するものでございますが、緊急的な防災対策は異常現象が観測された場合のある意味、複線的な対応なのではないかと考えております。

下にグラフと申しますか、表と申しますか、下に矢印を書いた絵がありますが、このような感じで災害予防、地震が起きて災害が発生して、災害応急対策を実施し、復旧・復興を行うというふうなスキームで動いております。

下のほうに今まで説明いたしました関係する主な法律を記載しております。古くは災害救助法や災害対策基本法などでやってきたところではありますが、その後に大規模地震対策特別措置法（大震法）ができて、地震予知に基づく対応をやっていくことになっておりますが、その後、特に阪神・淡路大震災以後は災害予防に特に力を入れながらさまざまな法律をつくって、事前の防災をやっているところでもあります。さらに平成25年におきましては、大規模災害からの復興に関する法律ということで、事後的な生活再建までのところをしっかりと取り組んでいこうというふうな、以前に比べまして地震防災対策を強化してきているというところでございます。

資料1の説明は以上で終わります。

(PP)

資料2に移らせていただきます。こちらは大規模地震対策特別措置法、恐らく今回のある意味メインテーマになってくると想定されておりますが、法律の概要を説明させていただきます。

左上に書いておりますが、地震防災対策強化地域というものを内閣総理大臣が指定する。指定されている地域は現在のところ右側の黄色い範囲、静岡県の全域など、その周辺地域となっております。

地震防災対策強化地域におかれましては、警戒宣言時の対応と地震防災応急対策に関する各種計画を作成し、その実施を推進することとなっております。まず中央防災会議のほう

で基本計画を策定しております。基本計画は4ページでまた後ほど御説明させていただきます。基本計画は警戒宣言時の国の基本的方針、強化計画・応急計画の基本的事項、総合防災訓練に関する事項が規定されております。

強化計画におきましては都道府県、市町村、指定行政機関、指定公共機関が地震防災応急対策に関する事項を作成することになっているのと、緊急に整備すべき施設に関する事項を記述することになっております。

民間事業者におかれましては、応急計画ということで主に大規模な施設におかれまして、警戒宣言が発令されたときの地震防災応急対策に関する事項などを定めることになっております。

実際に警戒宣言がどのように発令されて、どういう応急対策をするのかというのをタイムライン的に示したものが、右に矢印が流れている絵になっております。まず大震法に基づいた地震予知のための観測を常時監視を行っている。これは主に気象庁で行っているものでございます。その後、気象業務法におかれまして異常現象の検知、東海地震に関する調査情報、東海地震注意情報、気象庁長官が地震予知情報というものを内閣総理大臣に報告をするというスキームになっております。ここの報告のスキームに関しましては、気象業務法ではあるのですが、ある意味、大震法用の特別の条文がありまして、こちらに基づいて気象庁長官が地震予知情報を内閣総理大臣に報告するという形になっております。

内閣総理大臣は、閣議を経まして警戒宣言を発令する。警戒宣言を発令した場合は、国、都道府県、市町村が地震が発生する前ですが、警戒本部を設置する。さらにあらかじめ、上に掲げました基本計画、強化計画、応急計画に基づいた対応を実施してくださいということになります。

具体的に各種規定としましては、海岸、津波や土砂災害の危険があるところの住民は避難をする。鉄道は原則的に運行を停止する。道路はこの強化地域、黄色い地域内での流入の制限をする。銀行などにおかれましてもATMを除いて基本的には営業停止する。病院も外来中止をするなどとなっています。

下のほうの観測・測量の強化、強化計画に基づき緊急に整備すべき施設等の整備の補助は説明いたしましたので、省略させていただきます。

(PP)

こちらはどうやって予知をするのかという資料になっております。気象庁では東海地震を予知するため関係機関の協力も得て東海地震の地震活動、地殻活動等を24時間体制で監視しております。左上に書かれておりますが、これは科学的な絵なのですが、東海地震が発生する、ばんとプレート境界が動く前に、ゆっくりとした前兆的なすべりが始まるとされておまして、右に書いておりますが、深さ数百メートルのところにはひずみ計というものを生めておまして、それがプレートのちょっとした動きを検知することによって、もうすぐ地震が起きるというのを基本的には2、3日前ぐらいに予知することで、今、気象庁を中心とした体制でやっております。

(PP)

こちらは予知に関する体制について御説明をしたものでございます。地震防災対策強化地域判定会というものを平時から月1回で開催しているのですが、平常時は左下に28年7月25日に書いているように、東海地震に直ちに結びつくとみられる変化は観測していませんということが基本的に言われていることとなりますが、ちょっと異常があったときに、これは平成21年8月の例ですが、駿河湾で地震がありました。今回の地震が想定震源域で発生した地震であることから、気象庁では地震地殻の観測データの推移を注意深く監視し、想定される東海地震との関連性を調査していますというようなことで発表することがあります。

これ以後は今まで一度もないのですが、さらに状態が進展した場合、地震防災対策強化地域判定会で注意情報が出されて、さらに進んだ場合は気象庁長官が地震予知情報を出し、内閣総理大臣に報告するという形になっております。

右のほうに主な基本計画の改正と書かせていただいたのですが、大震法は申し上げましたとおり昭和53年以来、改定がございませんが、1つ前のページで説明しました基本計画については、主に11年と15年に修正をしております。警戒宣言前の準備的な情報をできるようにということで、判定会招集連絡報を受けた緊急参集ですとか、注意情報の導入に伴う準備行動の開始を議論することを盛り込んでおります。

(PP)

これは東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画でございまして、第2章のところ地震防災強化計画の基本となるべき事項ということで、予知情報の伝達、避難対策、交通対策などを定めなさいというふうになっている。あと、地震防災応急計画の基本となるべき事項ということで、病院などの大規模な施設や石油などの施設、鉄道事業者、学校関係などで定めることとなっております。

(PP)

5ページは基本計画及び基本計画を受けてつくることになっている強化計画、これは静岡県さんのものを使わせていただいておりますが、まとめたものでございます。さまざまな意味、主な対応策をやることになっているのですが、例えば住民の避難につきましては、大震法の26条において災対法を引っ張る形で市町村長による避難指示ができるということになっている。基本的に住民は歩いて避難ということになっています。ですが、現実的な路線の修正ということで、平成11年修正では山間地などでは車両避難を検討することができるとしております。

要配慮者施設として、福祉施設、学校、病院を書かせていただきましたが、こちらで基本的には耐震性を考慮して個々に決めてくださいますとありますが、強化計画、静岡県のほうでは耐震性がない社会福祉施設では家族への引き渡しを行ったり、一方で安全性の確保されている施設は入所を継続してもいいです、してくださいというふうになっている。学校のほうは、授業や保育等を中止し、帰宅や保護者への引き渡し等の制度の安全等の安

全確保措置を行う。病院におかれましては、基本的に外来診療は中止する。非耐震施設では患者の移送を行うという計画になっております。

交通規制についてです。道路交通については24条で避難、緊急輸送のための道路交通規制を行うこととなっております。強化地域の流入制限、走行制限がございます。

鉄道におかれましては基本的には運行停止となっておりますが、津波のおそれがなく深度6弱未満の地域は運行可。具体的には名古屋より西側の地域は新幹線が動くことになっています。この項目はここに書いておりませんが、JR東海におけます強化計画でも同様な計画となっております。空港におきましては緊急輸送を除いて閉鎖、旅客船に関しても基本的には発航禁止となっております。

その他で百貨店・スーパー等ということで、これも平成11年、15年の修正におかれまして、耐震性を有する安全性が確保されている場合においては営業可と基本計画で定めております。銀行につきましても、基本的には全面営業停止だったのですが、平成11年修正で混乱防止、やはりお金の流通は大事だということで、日常生活をしっかりとできるようにということもありまして、必要の範囲内でATMの営業の継続努力を行うこととなっております。

(PP)

資料3になります。南海トラフ地震対策でございます。1ページ目、こちらに平成25年の法律に基づいてできました概要を説明させていただきます。こちらも基本的には大震法とパッケージは結構似ておりまして、国が基本計画をつくって、推進計画を指定公共機関や地方公共団体等が行う。そして対策計画として大規模な施設が行うこととなっております。

この法律の特徴的なところは、真ん中ぐらいの赤字で書かせていただきました南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定となっております。南海トラフ地震におかれましては巨大津波で多数の被害が発生することが想定されることから、強化すべき地域を総理大臣が指定して対策を強化する。

(PP)

次のページに対策を強化すべき地域が書かれております。下側の青いところが津波対策地域です。上の緑のところはしっかりと全般にわたって強化しなさいとなっている地域ですが、特に青い地域におかれましては津波が30分以内に到達するというので、特別に強化するというので、津波避難タワーですとか、そういったものの整備に補助を出しています。

(PP)

こちらが基本計画の概要になっておりますが、基本の方針などを定めておいて、左下は地震対策、津波対策、防災体制、事前の備え、混乱防止などが書かれている。ここで大震法と違いますのは右上です。南海トラフ地震が発生した場合の発災後の応急対策の地震に関する基本の方針なども定めているところがある意味、大震法との違い。発災前も発災後

もししっかりやりましようというのが法律の枠組みとなっております。

(PP)

4 ページ、こちらは話が飛ぶのですが、南海トラフ地震が発生した場合の被害の想定となっております。右側のほうに現状、対策後と書かせていただいておりますが、例えば津波被害で最大23万人の方が亡くなってしまう可能性があるとなっておりますが、対策後と書いているのが、全員が発災後すぐ避難を開始し、さらに既存の津波ビルを有効活用すると4万6,000人まで減らすことができますということでございます。

さらに現在は、先ほどの南トラ法に基づきまして津波避難ビルの整備等を行いまして、さらに被害を減らすよう努力をしているところでございます。ただ、そう対策をしたとしてもゼロにはなっていない、ならないというのが意味、この絵が示しているものでございます。

(PP)

参考資料4を使いまして少し御説明をさせていただきたいと思っております。80ページをまず初めにごらんいただきたいと思うのですが、ここの参考資料4は、先ほどの資料3の4ページで説明いたしました、被害以外にどういったものが定性的に考えられるかというものを書いております。

80ページは要援護者についてでございます。避難行動がとれないことによる死傷の可能性。急に地震が発生した場合、自由に身動きがとれず、素早く行動ができないために被害が発生する。避難行動のおくれが生じ、津波に巻き込まれるなどの被害が予想されるということになっております。

82ページをごらんください。さらに医薬品等が不足し、体力がない要援護者は死亡するなどのことが考えられます。

次に病院について65ページをごらんください。一番下の枠の一番下のポツなのですが、1日後の様相として断水・停電が継続し、多くの人工透析患者が通院または入院している施設での透析が受けられなくなるなどのことが、地震が発生した場合、想定されてしまうということでございます。

次、道路について36ページをごらんください。36ページの上側、震度6弱以上となる地域におきましては、6キロに1カ所程度の割合で被害が発生する予想がされています。

37ページ、上のほうです。高速道路におかれましては震度6強以上のエリアでかなりの被害が予想されている。

38ページ、1カ月後の様相が書かれていますのですが、基本的には1カ月後に高速道路については通行可能になるというような想定がされております。

ただし、39ページの下から2ポツ目です。ハンドル操作ミス等による大規模事故が発生し、その処理に2カ月程度を要して通行に支障が生じることがある。ある意味、急に地震が発生し、ハンドル操作を誤り大規模な地震が発生した場合、通常だと1カ月程度で震度6強の南トラ地震では開通できるのですが、大規模地震が発生した場合に2カ月程度、通

行に支障が生じる可能性があると考えています。

次に鉄道についてです。42ページをごらんください。1カ月後の状況というところの下ポツのほうです。おおむね1カ月後には運転を再開できるというような被害想定となっております。

43ページ、1カ月で基本的には営業が再開できる見込みなのですが、43ページの一番下ポツ、もし仮に脱線事故が発生した場合、復旧の難航によって2カ月ぐらい要することがあるということがございます。ただし、下の注釈に書いておりますように、現在は脱線防止ガードなどを設置して極力脱線しないような措置をJR等で行っているところでございます。

最後に78ページをごらんください。鉄道の人的な被害でございます。地震発生後、基本的には緊急地震速報に基づいて原則して停止することになっているのですが、揺れによって脱線・衝突事故が発生して人的被害が発生してしまう可能性がある。また、一番下の四角、列車の脱線や高架からの落下事故等が発生し、線路周辺の住民に人的被害が発生するなどが想定される。

79ページに、さらにこれは都市部の話になりますが、一番上側です。電車やホームが満員状態となった場合に、車内の集団転倒、ホームへの転落等が予想されて、人的被害が生じるということになっています。

参考資料4につきましてこのように御説明をさせていただきましたのは、もし地震が急に発生した場合におきましては、こういった甚大な被害が発生してしまうおそれがあるということを御説明するために、御説明させていただいたところでございます。

長くなりましたが、以上で説明を終わります。

○平田主査 ありがとうございます。

それでは、質疑に移りたいと思います。今の資料1～3と参考資料4の御説明について、御質問のある方は御発言ください。

現状の法律の体系と、これまでいろいろ国が対策を立ててきたということと、南海トラフでもし大きな地震があったときにはどういうことが起きるか。防災対策をすれば被害は減るけれども、それでも大きな被害が出るという御説明だと思います。何か事実関係とか、御説明の内容について質問のある方はございますか。

○河田委員 質問ではないのですがけれども、阪神・淡路大震災が起こったときに地元の人たちが一番主張していたのは、何で東海地震が先に起こらなかったのか。なぜかという、今の説明で東海地震が起こるというのは大変なことだから予知を前提に検討したのですが、一般国民は、それは最初に起こるからだろうという読みかえをしているのです。ですからテクニカルなことをきちんとするのはいいのですがけれども、一般国民の全般的な受け答えというか、そういうものにこれが非常に影響しているというので、ですから神戸の人たちはなぜ先に阪神大震災が起こったんだという素朴な疑問があったと言うのです。

今の説明を聞いているとわかるのですが、こんな詳しい説明を国民は受けているわけで

はないので、予知できる。非常に重大な被害が出るからということだけでとどまっておらず、先に起こるからだろうという誤解もあったということなのです。その点を知っていたく。

それから、参考資料4を説明していただいたのですが、これは私が実は座長でやったのですが、この内容そのものをJR東海は認めていないということも考えておかなければいけない。ですから例えば脱線防止ガードというのは水平方向の移動についてはいいのですが、一時に超えてしまったらレールから車輪が浮いてしまうので、そんなときに脱線防止ガードなんか効かないのです。だからここで書いてある施設等の被害の内容について、特に鉄道についてはJR東海がそういうことが起こることを認めていないというか、ですからいまだにJR東海は地震被害に対してどうするかというのは全く決めていない。決めていないということは、静岡県がいわゆる新幹線が脱線、転覆したらどうするかということを決めようがないというか、これはそういう事故が起こる当事者が起こらないと言ってしまったら対策の立てようがないわけで、ですから県だけではなくて静岡市も浜松市も地域防災計画の中に一切そういうことが書いていないという、そういう問題につながっているのです。

ですから、ここで示す内容についての精査はもちろんですけれども、それに関係するところで非常に大きな問題が実は生じているんだ。あの福島原発の事故が起こって原子力施設の安全神話が潰れてしまったのですが、いまだに東海地震が起こっても東海道新幹線は事故を起こさないということをかたくなにJR東海は言っているのです。しかも50年間安全だったということで問題をすりかえてしまっている。ですから、政府の方向とJR東海の対応というのはマッチングしていないということもありますので、ですから今後の議論の中で、これまで政府がやってきたことの見直しにとどまるだけではなくて、関連のところも関係していますので、そこのところを議論しなければいけないのではないかと思います。

○平田主査 ありがとうございます。

後で総合討論のところがございますので、こういった御意見をいろいろいただきたいと思いますが、事務局、今の河田先生からの御指摘について何か補足することはございますか。

○森本（事務局） まさにいろいろ、53年当時、基本計画をつくったときの前提から変わっていること、それから、やはり対策が途上なこと、いろいろな対策を進めていても限界があることも多分あると思いますので、今後、地震の予知の情報がどこにどう使えるのかというところについては、その前提条件をもう少ししっかりはっきりさせていかなければいけない。そうでないとしっかり対策は考えられないことになりますので、後でしっかり御説明をさせていただきたいと思いますが、しっかりその状況の把握、それから、分析については関係者とも情報交換をしていきたいと思っておりますので、またそこは先生方の御知見もいろいろいただければと思います。

○平田主査 ありがとうございます。

ほかに何か御質問、コメントございますか。

そうしましたら、少し進めたいと思いますので、次に本ワーキンググループにおける主な論点と議論の進め方についての案を、事務局から資料4と資料5に基づいて御説明ください。

○佐藤（事務局） 資料4と5を説明いたします。

資料4がある意味、きょうのメインの議題と考えているものでございます。

1ページ、このワーキングの論点は大きく分けて2つなのかなと考えておりました、このペーパーをつくらせていただきました。左側、地震発生の予測について、地震予測の確度はどういうことなのかということでございます。平成25年、次の2ページ目に書かせていただいたのですが、南海トラフ沿いの大規模地震の予測可能性についてということで、中央防災会議のもとに設置された調査部会で報告をしております。

参考資料3をごらんいただけますでしょうか。後ろ側をめくっていただいてページ番号10と書かれているところでございます。この平成25年5月に報告のあった調査部会におかれましては、こちらの6人の先生方に、山岡先生は本日もいらっしゃっておりますが、座長をしていただきまして、南海トラフ沿いの地震の予測可能性について報告をしていただいたところでございます。

この調査部会におかれましては、参考資料3の3ページをごらんいただけますでしょうか。3の1段落目の後ろのほうでございます。こちらは国際的な地震予測に関する考え方の認識が書かれたものでございます。確実性の高い地震予測に用いることができる前兆現象が見つかっていないため、前駆すべり、これはある意味、気象庁が観測しておりますプレスリップに基づいて地震の発生時期や場所、規模を狭く特定する決定論的な地震発生予測は一般には困難であるとし、予測には確率が用いられるべきであるという見解が表明されているということで、これが今の国際的なプレスリップ型の地震予測に関する認識となっております。

4ページの5のところ、この調査部会におかれましては、東北地方太平洋沖地震から得られた科学的知見というものをまとめております。東北地方太平洋沖地震で見られたとされる前兆的な異常に関する知見を収集・整理しております。しかしながら、一番下の段落ですが、地震発生前の観測データを整理すると、地震発生の可能性が相対的に高まっていることを示す複数の解析結果が得られている。ただし、これらの結果から地震の規模や発生時期との定量的な関係は必ず見出せていない。予測は難しいが、可能性が高まっているときに得られるデータは得られているということでございます。ただし、定量的な関係は見られていないということでございます。

資料4の2ページに戻りまして、この調査部会の報告をまとめているものでございます。一番下の赤い四角のところだけ読み上げさせていただきます。ある意味これが調査部会の結論になっております。現在の科学的知見からは、確度の高い地震の予測は難しい。ただし、ゆっくりすべり等プレート間の固着の変化を示唆する現象が発生している場合、ある程度規模が大きければ検知する技術はある。検知された場合には不確実であるが、地震発

生の可能性が相対的に高まっていることは言えるであろうというふうになっております。

資料4の1ページに戻らせていただきます。そのような形で3年前に地震発生の予測可能性につきまして報告が出ているところですが、改めて今、予測可能性について整理をしたいということでございます。四角で書かせていただきましたが、調査研究の進展を踏まえると確度の高い地震発生予測の可能性はあるか。観測網の発達によりさまざまな現象を捉えられるようになってきているが、どのような現象が観測され得るのか。また、どのような評価が可能であるのかについて、まずこちらを整理する必要があると考えております。

また、下に書かせていただきましたエリアでございます。エリアについても検討する必要があると思っております。今、地震予測、予知に基づいて対象となっているのは東海地震、東海地方だけでございますが、東海地震だけでなく広い範囲で大規模地震の切迫性が指摘されており、また、地震発生後から津波到達までの時間的猶予がない地域が多く、甚大な被害が予想される南海トラフ全域を対象とすべきではないかということで、議論の土台としてこういったことを書かせていただいております。

4ページ、こちらはこの地震発生予測の整理について3年前の報告を出されていたのですが、それをもう一度整理したいという提案になっております。5ページに委員の名簿を書かせていただいております。実はこれは前の委員と全く同じでございます。もう一度この6人の先生方に集まっております。現時点での予測可能性について整理を行うとともに、さまざまな現象が観測された場合の地震発生の予測可能性、例えば南海トラフの半分が割れたとか、そういったケースも想定しながら、そういった場合についての予測可能性なども検討を行いたいと考えているところでございます。

資料4の1ページに戻りますが、左下に点線の四角で書かせていただきました。エリアについて検討するに当たって、課題といたしまして今後の評価の高度化のためにさまざまなデータのさらなる指摘が必要なのではないかと。南海トラフではさまざまな現象が想定されるため、評価体制を強化すべきなのではないかと。ある意味、このあたりがサブテーマとして議論すべき話題ではないかと考えているところがございます。

現状の観測体制と評価体制につきましては参考資料5と6に記載しておりますが、適宜ごらんいただければと思います。

ここまでが地震発生予測をきちんと整理して現状どうなっているのか、どういったことが観測されるのか、どういうことが評価できるのかといったことを整理すべきなのではないかということがございます。

右側、もう一つの論点です。これが大きいものになると思いますが、防災対応のあり方ということです。赤い四角で書かせていただきました。地震発生予測の不確実性、こういう形で書かせていただきましたが、残念ながら多分、確度の高い地震予測がこの3年間で確実にできるようになりましたというふうには多分ならないと思うのですけれども、多少なり不確実性は必ずあるということ想定しております。それを考慮してどのような緊急防災対応、これは造語的に書かせていただいた仮の名称でございますが、下に※で書

かせていただきましたが、ある意味、大震法の警戒宣言に基づく地震防災応急対策のような、地震予測に基づいて緊急的に地震発生前にやるべきことですが、それを実施するのがどのようなことをするのが適切なのかということでございます。

次の四角です。予防的対策の実施状況を踏まえると、どのような緊急防災対応を実施するのが適切かということでございます。資料1の3ページで御説明いたしましたとおり、総合的に防災対応を進めてございまして、予知だけに頼っているわけではございませんので、事前の耐震化、防災教育、さらに地震発生後の応急対応などもしっかりと強化しているというところの中で、そういったことを踏まえながら、さらに地震予測の不確実性も踏まえながら議論する必要があると考えております。

その中で何をするのが適切かということで2つ例ということで書かせていただいたのが、例えば津波が数分で到達する地域の住民や要配慮者の避難は必要か。つまり極めて津波発生場所から早くて、さらに高台がすぐ近くにない、津波タワーまでも行く時間がないようなところでの住民の避難というのは考えられるか。さらにはこの間の台風の被害でもございましたように、要配慮者の避難は必要なのか。そういったことも含めて課題があるのではないかと。さらにこれは現状でやっていることですが、地震動や津波に対して鉄道等の運行停止は必要なのかどうか。今も高速道路や道路は利用の停止になっていますが、そういったものが必要なのかなど、何をするかを議論する必要があると考えております。

下の四角は、もしそれをやるべきだというふうになった場合に、現在の大震法のような仕組みが必要なのかどうか。仕組みの問題なのですが、大震法のような枠組みが必要なのか。その他の一般災害と同様の気象業務法や災害対策基本法などの仕組みで対応できないのかというようなことも議論すべき内容と考えております。

一応、事務局で大きく考えている論点は以上でございます。

資料5に移らせていただきます。こちらはこのワーキンググループの進め方についてでございます。先ほども言いましたが、山岡先生を筆頭としました調査部会の設置の御承認がいただけましたら、9月と10月にそちらを開催いたしまして、現状の予測可能性などについて整理を行いたいと考えております。その結果につきましては、今のところ11月を予定しておりますこのワーキンググループの第2回目の会合で報告をさせていただきたいと考えております。さらに何度か議論を加えまして、一応、今の目標としましては本年度の3月にこのワーキンググループの報告書案を取りまとめていきたいと思っております。

注釈で書かせていただいたのですが、このワーキンググループの結論を得るに当たってさまざまな事業者と関係者がたくさんいると思います。鉄道、道路、病院、銀行、いろいろな分野があると思うのですけれども、今、大震法のある意味、網にかかっているところがたくさんあります。そういったところとか関係省庁等も含めまして適宜ヒアリングを実施していきたい。その報告の内容を踏まえて議論を進める必要があるのではないかと考えております。

最後の※でございます。これは進め方というかやり方なのですけれども、本ワーキング

グループは先ほどもマスコミの方たくさんいらっしやっていただきましたが、社会的関心が極めて高いこともありまして、ワーキンググループの内容につきましては事務局から積極的に情報発信をしていきたいと考えております。先ほど廣瀬からも申し上げましたが、本日もこの後、記者ブリーフィングを行いたいと考えておるところでございます。

以上で資料4と資料5の説明を終わります。

○平田主査 ありがとうございます。

このワーキンググループで何を議論するかという論点をあらかじめ整理して始めたいというのが事務局の案でございまして、資料4の1ページ目に書いてあることで、スケジュール的には資料5になった。その1つのやり方として調査部会というものをもう一度つくって、科学的な知見を整理していただくというようなやり方でやるというのが事務局の御提案ですが、これについて御意見をいただきたいと思えます。

山崎委員、どうぞ。

○山崎委員 質問ですけれども、この委員会のタイトルが「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」ということで、その議論の中で大震法の枠組みをどうするかということは、どうしても議論しなければいけないと思うのですけれども、この論点を伺っているとちょっとはつきりしないのですが、大震法の枠組みは残したままで、その枠組みと整合性をとるような形で南海トラフの観測と防災対策を検討しようとなさるのか、それとも今の科学の実力と求められる防災を考えたときには、大震法を大胆に見直すことも含めて議論が進むのかということは教えておいていただきたいのですが。

○廣瀬（事務局） 今の御指摘は、大震法の枠組みにとらわれず議論をさせていただきたいと思っております。我々といましては今の技術の実力あるいは今、情報網が発達しましたので、先ほど河田委員からもございましたように、いろいろな情報が住民の方々にも伝わる面もございます。今、突発型の地震にかじを切って行って、地震はどこでも起こるとある一方で、静岡県さん等ではずっと東海地震のアンケート調査もやられていると聞いておまして、そこでは警戒宣言が出ると混乱するという話も伺っているようなところもございます。

いずれにいたしましても、今どういう技術でどういうことが観測され、どのようなことが評価できるのか。それを踏まえて防災対策がどうあるべきかということをお考えたいと思っておりますので、繰り返しになりますが、大震法の枠にとらわれず御議論いただきたいと思っております。

○山崎委員 そうすると、委員会のアウトプットの先に大震法の見直しや廃止ということも視野に入っていると考えていいのでしょうか。

○廣瀬（事務局） 厳しい御質問ではございますが、今の趣旨から言うとそういうことだと理解します。

○山崎委員 それを伺っておくと、今後の議論の仕方がとても明快になると思えます。

○平田主査 ほかにいかがでしょうか。尾崎委員、どうぞ。

○尾崎委員 私も河田先生のもとで南海トラフ地震についてのワーキンググループに入らせていただいて、さまざまな被害想定についても一緒に議論させていただいてまいりました。

その後、本県におきましても全速力で南海トラフ地震対策というものを進めておりまして、例えば避難路、避難場所も1,445カ所、津波避難タワーについても115基計画をして、おおむね9割が完成をするという状況ですが、ただ、発災直後の津波対策だけではだめで、揺れ対策も地震火災、津波火災対策、さらには応急期の対策も、そのために道路啓開計画も、災害時の医療救護計画も、さらには応急期のいろいろなそれぞれの機能を限られた地域でどう配置して、復旧・復興にもつなげていくかなどなど、本当に膨大な事柄を想定して対策を講じていかなければならない状況にあります。静岡県さんでもそうされていると思いますし、私ども南海トラフ沿いの9県でも知事会をつくって、ともに切磋琢磨をしながら、助け合いながら対策を進めていっているところです。

そういう中において、私は少なくともこの高知県の知事として申し上げさせていただきたいわけですが、大震法について、いずれにしても今回のような本格的な議論をすることというのは絶対的に必要だろうと思っています。といいますのは、まず第1に大震法はそもそも簡明に言えば、東海地震だけが起こっていなかった中において30年起こっていない。そろそろ危ないのではないか。これはやはり東海地震地域は特別に警戒すべきではないか。この3連動地震というものが歴史的に起こってくる中のフレーズにおいて、東海地震だけ長く起こっていない、特別に警戒すべきだという議論であったということだろうと思いますけれども、現代においても南海地震、東南海地震が起こって70年経過した現代においては、東海地震だけを特別扱いすることについて果たして合理的な根拠があるのだろうか。歴史的な発生の経緯に照らしてもどうだろうか。まずそのことが大きく前提としてあるだろうと思います。

もう一つ、我々高知県なんかの感覚から言わせていただくと、逆に言いますと仮に東海地震が単体で発生したら、その場合、私たちはどうするんだろうかという問題も常に考えなければならないわけです。東海地震だけがどんと発生しました。歴史的に見て数時間かもしれない、何か月後かもしれない、1～2年後かもしれないが、東南海・南海が発生する可能性が高いという状況になるわけです。そういう状況において私たちはどう対応していくのかということについて、しっかりと考えていく必要がある。

ただ、それを考えましたときに、これまたやらなければならないことは膨大だと思います。避難者を避難させるなどなどという形で、命を守るための対策も総合的に講じていくということでありましょう。多分、今、準備していることを一斉に実行し始めるという形になっていくのだろうと思うのですが、もう一つ、経済的な被害というのも確かに出てきますでしょう。しかしながら、人命を守るためにいろいろな経済活動を制限せざるを得ないということは必ずあるはずで、そのときにその地域の経済界の皆様方がしっかり納得

して対応できるようにするために、時には場合によっては一定の強制的な権限でもってしても、その制限をしなければならないということも出てくるかもしれない。そういうことができるようにするためにもやはり政府として、日本全体としての法的枠組みの中で対応ができる、そういう強制力を持たせたような仕組みというのはあってもらわなければ困るということなのではないか。そのように思っています。

今や東海地震だけを特別視するような時期なのかということが1つ。そして、そもそも逆に言えば東海地震だけ起こったときには、このような対応というのは当然求められることになるわけなのであります。いずれにしても、この3連動型地震が発生していく可能性が高い中において、現段階において大震法の仕組みについて見直しをしていくことは絶対に大事だと考えております。

もう一つ、私の議論はどちらかというところの右側の議論だけ照らしてもそうだといいことを申し上げているわけでありますが、ましてこちら予知の可能性について科学的知見がたまっているのであれば、命を守らなければ我々としてはありとあらゆる情報を持って総合的に判断していただいて、少しでも危険度が高まっているならそれは事前に教えておいていただきたい。そのように思います。

予知については科学的に困難な側面が多いのは当然だろう。それはよくわかりますけれども、およそ人間の科学の発展というのはそういう困難を乗り越えてきた歴史なのだろうと思います。ぜひいろいろな研究を重ねていただいて、この予知の可能性、確度を少しでも高めていくような研究を徹底して進めていただきたいと思っております。南海地震の被災地域の県知事としては、そのような考えでございます。

○平田主査 ありがとうございます。

山岡委員、どうぞ。

○山岡委員 何となくこの作業部会を開くという話で動きそうな気がするのですが、前回の作業部会の報告は、基本的には要するに地震学の研究者の立場で書いたところがあって、難しいとか、確度が高い低いという議論をして非常に感覚的にというか、定量的な表現はしていないのです。

ただ、ある程度は定量的な感覚を共有しないと、この議論はなかなか進まない部分があって、例えば地震が起きるかもしれないよといったときに、10%なら許されるのか、5%なのか、20%なのか、30%なのかみたいな、そういうある種の相場観というところを実は共有しないといけないと思うのです。地震研究者が難しいと言ったときに、100%は無理だよというのは当然もちろん思っていますけれども、80%も多分難しいという感覚がある。では20%はどうかというと、これは結構微妙なところがあって、20%でもできる対策は当然あると思います。

この間の文科省の予測の部会で話題になったのは、過去、今回の熊本地震のようにマグニチュード5を超えるような地震があったときに、余震の中でそれをを超える地震が起きる実績というのは大体5%ぐらいである。だから何かあったときに5%ぐらいは言えるので

はないかということもある。ただ、当然いきなり地震が起きるということは全ての前提にあって、何かあったときに多少の可能性が言えるという、そういうある種の数字で相場観をここで共有していただくと、我々もし作業部会を走らせるときにも非常に議論がしやすくなると思っています。

○平田主査 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますか。

○河田委員 防災対応のあり方というのは非常に大事だといいますか、熊本の地震でもわかったのですけれども、基礎自治体が全くだめになってしまっているといいますか、ですからこの大震法ができた当時よりも地方分権が実は進んでいるのです。地方分権が進んでいるということは、災害対策基本法ではファーストレスポnderは市町村ですから、そこが頑張ってもらわないとどうしようもないのですが、実は流れは完全に逆行しているということなのです。

だからそういう意味でも防災対応のあり方というのは国が示すのですが、市町村まで含んだ取り決めといいますか、これをやっていただかないと、市町村は地方分権だから頑張ってくださいでは全く時代とともにだめになっているというふうに見なければいけない。これは地震だけではなくて洪水もそうですし、あらゆる災害が地方分権の流れの中で非常に対応がまざくなっているという流れが実ははっきりしてきていますので、ですから大震法を見直すのもそうですけれども、要は国の立場だけではなくて全体をどうするかということを考えていただく必要があるのではないかという気がするのです。

今、熊本の地震の教訓もいろいろまとめているのですが、実は東日本大震災で復興事業を今、進めていただいているのですが、あの当時の専門調査会でレベル1の津波、レベル2の津波というものを決めさせていただいて、今、高台移転等の復興事業をやっていただいているのですが、それとの関係も考えておかないと、今回の南海トラフ沿いのほうが非常に難しいわけです。なぜかという、津波の到達時間が全く東日本と違うわけで、そういうことを考慮して南海トラフだけの問題ではなくて、実は東日本大震災の復興で見えてきた非常に難しい問題も今回の見直しのところで考慮しておかないと、東日本はこうだから南海トラフはこうだというような議論をやってしまうと、非常におかしくなってしまうということです。

残念なことに、東日本大震災の復興事業の今、真っ最中でして、全部プラスマイナスが出てきているわけではないので、そのところを見直しのときにどうフィードバックするか。これをやはり事務局のほうできちんと評価していただきたい。

特に私が一番気にしているのは、レベル1の津波が岩手県の場合、1896年の明治三陸津波になっているということなのです。ですから10メートル以上の津波防波堤が軒並み実は整備されているのですが、明治三陸津波というのはメカニズムとしてはわかっているのですが、全てシミュレーションできるわけではないのです。そういうものを基準にしているという非常におかしなことになっているので、少なくとも先ほど山岡委員のお話にありま

したように、予知できるパーセンテージがゼロ百というようなものでないことは確かなのですけれども、実行するところで非常におかしなところで時間がないからということだったと思うのですが、変なところでまとまっているという現状をもっと理解しないと、南海トラフだけ独立でというわけにはいかないの、国土強靱化の法律が通って今どんどんそういう対策が進もうとしている中で、法律間の整合性というものを視野に入れておかないと、視野に入れるときには南海トラフの地震津波の特徴というか、地震動は東日本よりもはるかに同じマグニチュードも大きいわけで、地震動による影響が大きいわけで、ですからここにそういう住宅の全壊、倒壊でどのぐらいなくなるか全く東日本とは違うような数字が出ているわけです。

かつ、実は問題は火災なのです。これは私どもまとめるときに、実は広域延焼火災というものが最近起っていないものですから、全く評価しようがないので3つの方法でやって3等分して1万人なんていう数字が出ているのですが、これは全然現実とレスポンスしているわけではないので、ですから平成25年のときの報告書を前提とするのではなくて、その中でまだわかっていなくて見切り発車的にやったところがありますので、そのところはきちんと示していかなければいけないだろう。私は実は委員に入っていますので、その辺はフォローするつもりですけれども、要はどこかでぷつと切ることのないように、まともに考えるとこんなものは6カ月ぐらいでできるわけがないので、ですからそういう意味で見直しも戦略が要る。第1期はここまでやるというふうなことを示しておかないと、例えば都道府県レベルで被害想定をやった結果、国とかなり違うような結果が出てきているのですが、では国と地方自治体の被害想定との整合性をどうするんだというのは全く議論していただいていないところもありますので、一気にそれはできませんから戦略的な発想がこの見直しにはどうしても要るのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○平田主査 ありがとうございます。

いろいろな観点が出ておりますが、一応、今、事務局が整理したのは資料4の1ページにあるような観点で、特に最初に山崎委員が言われたように、大震法ありきで、その中でどうするかということではなく、大震法のような仕組みが必要かというところから問うわけですので、かなり根本的な議論をしていただく。一方で東海地域だけが大きな地震の可能性が高いわけではないということもかなり共通認識になっているので、対象とするエリアはどうするかということも重要な問題です。

一方、基本になっている科学的な根拠についても、はっきりといつ地震が起きるとわかっていればそれなりの対応はできますけれども、そうではないような不確実な情報が出る可能性が高いとか、科学的には確度のそれほど高くない情報が、それでも可能性について指摘できるということがありますので、そこはかなり技術的なとか、科学技術的な判断がありますので、それについては4年前にはやっていますけれども、もう一度専門的な観点から検討していただく調査部会をつくるというのは、事務局の御提案です。そん

なに変わっているとは思いませんけれども、それでもこの観測網の発達とか、さまざまな科学的な知見の蓄積が近年ありますので、もう一度整理していただく必要はかなりあると思います。

○山崎委員 今後の議論の進め方についての意見ですけれども、もうほとんどの方が御存じなくなってしまうと思いますが、大震法には30分協定というものが昔ありまして、東海地震の判定会が気象庁で間もなく地震が起きそうだということになると、それから30分間は防災機関が準備するために報道しないという協定だったのです。私が20年くらい前に社会部のデスクをやっているときに、この30分の間に地震が起きるということはないかと取材していたら、それは保障できないという話になって、そんなことになったらこれはメディアがこの協定を抱えていることは、メディアの死に等しい協定ですから、これは何とかしなければいけないということになりました。在京メディアの社会部長会を開いて、あと気象庁とか警察とか消防庁などと協議をしながら30分協定は廃止されました。メディアの関心がこの問題について高いというのはそういう経緯もあるのです。だからそのころにかかわっていた人たちが、大震法と防災対策について大変に今回の議論がどのようになるのかという関心を持っています。

先ほど事務局のほうでもっていろいろ関係する機関があるので、そこから意見聴取をしたいというお話がありましたけれども、委員会が終わるたびにブリーフィングをするだけではなくて、この問題にかかわってきたメディアからもきちんと意見を聞いて、それをこの委員会の今後の議論に反映させていくことをぜひやっていただきたいと思います。これは今後の議論の進め方についての提案です。

○平田主査 ありがとうございます。

そうすると議論の進め方についても幾つか御意見があると思いますが、一番大きなものは、まず理学的な観点から南海トラフ沿いの大規模地震の予測可能性に関する調査をするということで、まず部会を設置することをここで確認したいと思いますが、これについて御意見ございますか。メンバーは同じですが、状況が変わっているのもう一度ちゃんと検討していただいて、とりわけ観測網が新しく発展したりとか、新しい知見がふえたというようなときに、そういう現状を踏まえてどのような評価が可能かということを検討していただく調査部会をつくるということですが。

○長谷川委員 設置することに賛成なのですが、現状の観測網と、お金はかかるけれども、今後観測網を設置すればどうなるかというので状況が変わってくると思うのです。そのあたりのところを部会のほうで、それを含めて検討していただきたい。1カ月そこらで大変だと思いますけれども、どういう観測網が必要であってという観点もできるだけ頭の中に取り入れて検討していただきたい。そのように思います。

○平田主査 平原委員、どうぞ。

○平原委員 今、地震本部の調査観測計画部会では、海域の議論をしています。特に南海トラフについて重点的に議論をしまして、今、御存じのように海上保安庁から固着の

状態が出たということで、衝撃的というか、こんなことも我々は知らなかったのだと。まだ山岡さんの議論のときにはそれはなかったのです。

さらに現状で今、船でやりますと年間3回ぐらい、連続観測ではない。いろいろなモデルがありますけれども、地震の前、どれぐらいかわかりませんが、もし起きるとすればいろいろな現象は割と早く起きる可能性がある。やはり連続観測でないと難しいだろう。そういうものに向けて今、議論が出て、まだ実は技術が開発途中でありますので、あと何年で起きるか、あと何年待ってくれるかによりますけれども、それまで何とかして間に合わせたいと思っていて、また研究者側のある程度できるという見通しもあります。ただ、お金がすごくかかる。その辺の議論をしながら今、観測計画を立てているところありますので、そういうものも参考にさせていただけるとありがたいと思います。

○平田主査 注文も出ましたが、山岡委員。

○山岡委員 議論の中でどういう情報を集めるかということも、事務局とも相談しながら進めていきたいと思っています。

前回から非常に大きな進歩というのは、1つ、海底地殻変動観測によって固着歴がどこまで本当かどうか私はまだよくわかりませんが、推定することができたというのは非常に大きな変化であるということと、そのことによって予測は難しいかもしれないけれども、現在どこが、どの部分がずれ動きつつあるかということが多分恐らく徐々にわかりつつある。だから将来どういうところまで、要するに現状把握ができるようになるかというところも含めて、長谷川委員の提案していただいた追加したらどうなるかみたいなのところも多分、触れられると思いますので、これも事務局と相談しながら御報告をさせていただきたいと思っています。

○福和委員 ぜひお願いしたいのは、諦めないでほしいということなのです。先般の熊本地震でも連続地震だったおかげで、本震のときに家にいなかった方々が極めて多くて、そのおかげで死者が激減しているという事実は、何かでもいいから情報を出していただければ圧倒的に被害が減るということを証明してくれたわけですから、科学的な限界が幾らあろうとも、何が何でも少しでも情報を出すような方向は捨てないでいただきたいというのが、我々工学系から理学系へのメッセージとして受け取っていただきたいと思っています。

このところいろいろな産業界の実情を見ていくと、産業は極めて危険な中で生産活動をしています。東海地震単独のときと違って、今度は日本の基幹的産業の場所を襲ってくるわけでもありますので、人命だけではなく確実に産業を継続させるためにも何らかの情報を出していただきたいと思っています。それは東海地震地域だけではなく、当然、東南海、南海地域も含めて出していただくことが必要だと思います。特に一部の地震だけが起きてしまったときに、その後どうすればいいのかというのは、あのエリアに住んでいる人にとっては極めて重要です。多分、今のようにSNSがいっぱい出てくると、そこらじゅうでうわさ話ばかりが出てくるわけですから、うわさ話に対して何らかの根拠のある情報を早く出していくこともあわせて考えていただきたいと思っています。

全ての地震を同じように取り扱うというのは、やはりぐあいが悪いと思っていまして、被害の深刻度の問題もそうですし、これまでの経験もありますし、これだけあそこの場所だけ観測網をたくさんつけているわけですから、他の地震と同じようにするというのは、国民への説明性から考えてもぐあいが悪いように思います。ですから理学系の先生方には絶対に諦めないということと、死んででもいいから何かの情報を出すようにこれから必死になっていただくという、それだけをぜひお願いしたいと思います。

○平田主査 ありがとうございます。

いろいろと注文が出ましたが。

○山岡委員 今の福和先生のお話はエールと受け取りたいということと、もう一つは先ほど私がお話したように、相場観を共有することが重要で、理学系の人は大体真面目なので8～9割確実なことを言えないと、これは役に立たないのではないかとというふうに思ったりすることもありますから、そうではないと。情報を共有することによって役立つものがあると思って、諦めないという方向で進めたいと思っています。

○平田主査 尾崎委員、どうぞ。

○尾崎委員 先ほど山岡先生言われましたように、同じく予知ということになっても100%確実だなんていう予知は出ない。例えば10%だったものが20%になりますとか、そういう形で結果が出されるだろうかなと思います。

そうされたときに、今度行政側としてどういう対応をしていくのか。そういう不確定な情報が出たときに例えば経済活動をどう制限する、避難活動などについてどう強制するなどについて、よくよく議論をしていくような形での議論を展開していただければなど。多分、国土強靱化計画の中でも、そういう議論をこれからより深度を深めていかないといけないと思うのです。

私ども実例がありまして、今年の4月、三重県の沖で地震が起きました。あの地震が起きたとき、私ども大体近辺で起こりますと气象台に確認してメカニズムを聞くのですけれども、あの地震のときはプレート境界だというお話でした。ですから私どもはそれを聞いて、次はどうかかわりませんけれども、各市町村には全て警戒情報を出して、次の大きい揺れが起きたら南海トラフ地震の可能性が極めて高いので、そういう意味でスタンバイしておいてください。例えば避難のための警報とか、そういうものが本当に作動するか改めて確認してくださいとか、例えばそのような注意情報を出したりしました。

多分、不確定な情報だとしても、それに基づいて確実にできることというのはあるはずです。ただ、それをどのようなところまで、どういう種類のことをどの程度までやっていくのか。それが確度に応じてというのが本当に正しいのかどうか、その確度がどれだけ確度として正しいかということもあるかもしれませんが、そういう難しさもあるでしょうけれども、そのところの不確定な情報が出たときに行政側としての対応をどうするかという議論をぜひこのワーキング、さらには多分、詳細に国土強靱化計画の見直しの中ということになるのかもしれませんが、議論を継続していただければなど。各自治体

も考えないといけないことだと思いますが、政府全体としてそのような形で共有させていただければ、一緒に議論させていただければと思います。

○外岡代理委員 先ほどから議論が出ていますように、静岡県としても福和委員からお話がありましたけれども、ぜひ諦めないでいただきたいということで、津波が数分で来るといふ地域があります。その人たち、1人でも多くの人を救うためには、今できることを一つ一つ進めていく必要があると思います。

そういうことで予知についてはいろいろ御意見があるかもしれません。観測の調査体制をしっかりと整えて、兆候を把握していく。その上でどういうことをするのかという方向で議論していただきたい。そういう意味では今の東大震法が、高知県知事からもありましたように40年間、東海地震説が言われてからたつ。あるいは東南海・南海地震から70年たつという中で、これがこのままでいいのかということはあるかだと思います。その方向性として1人でも多くの方を救うという方向で議論を深化させていただきたいということ。

それから、今、高知県知事からもありましたけれども、社会的影響の問題があります。あまり社会的影響が大きいような規制をかけると、逆にそれを発信しにくいとか、そういうこともあるかもしれません。我々は数時間でもいい。ある程度そういう情報が入ってくればそれで逃げることができるかもしれませんので、その辺は県民、国民を救うという観点から積極的に議論をしていただければと思います。

○平田主査 ありがとうございます。

○福和委員 もう一点いいですか。今の議論の中で緊急対応の話にどうしても話が行き過ぎていような気もしないでもなくて、対応という言葉を使っているものですから、予知情報のようなものが出て揺れるまでの話だけではなくて、もうちょっとその後の時間のことも含めて、きちんと見直しをしておいていただいたほうが好ましいかなと思います。とりあえずこのワーキングの名前はそういう名前になっていて、今の活動要領の見直しとも当然情報の出方によって随分違ってきますし、地震の発生の仕方によっても対応行動は違ってきますので、それだけは忘れないでお願いいただければと思います。

○山崎委員 皆さんの御意見を伺っていて、私も科学を防災に生かすというのは、このワーキンググループの最大のテーマの1つだと思っていますので、それは積極的にやっていきたいと思うのですが、ただ、あまり一般の人に過信させてもいけない面があって、例えば東大震法で言うと警戒宣言が出て3日地震が来なかったらどうするんだ。1週間地震が来なかったらどうするんだということは、多分あの時点では議論されていなかったと思うのです。

今の科学の実力を考えたときに、例えば山岡先生が20%の確率で言えるということは、80%の方向に振れたときにはどうするんだという議論をどこかでしておかないと、これはやはり一方通行の防災対策になってしまいますし、福和先生もおっしゃいましたけれども、過去の歴史を見て東南海地震が起きてとまったとき、その次に南海地震がいずれ来るといふことはみんなわかるのだけれども、それが24時間後に来るのか、1年後に来るのか、2

年後に来るのかわからないという状況の中で、一体どうやって防災対策をとるのかというのは今の地震法の中にはない考え方ですね。そこも科学を防災に生かすということであれば、行け行けという前のめりのところだけではなくて、そうでなくなったときにどうするんだという観点を入れておかないといけないのではないかと。将来科学が進んだらそれは外せばいいわけで、そちらは積極的にどんどん進めればいいのですけれども、あまり前のめりに科学と防災を密着させてしまうと、後が大変だということも一面としてある。ただ、私も科学を防災に活かすということは積極的にやっていきたいと思っておりますけれども、今の科学の実力に見合った防災を考えるということが、多分このワーキンググループに課せられた一番大きな宿題ではないかという気がします。

○平田主査 いろいろ御意見をいただいて、まだ時間がもう少しありますから総合的に議論をしたいと思っておりますが、手続というか、まず山岡委員を主査とする調査部会を開くということを決めたいと思っておりますので、それについて確認したいと思っておりますが、調査部会を設置することについて御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○平田主査 ありがとうございます。

それでは、山岡さん、いろいろ注文がありましたので頑張ってくださいと思います。

そのほかにというか、いろいろと御指摘があったので、資料5では事務局はこのワーキンググループ全体を年度内、来年3月ぐらいまでにはまとめるということですが、その間にいろいろな関係方面の意見を聞くこともここでは言われています。今、山崎委員からは、特にメディアからは十分な意見を聞いて、議論に反映させる必要があるということもおっしゃっていました。

あと、アカデミアについては、地震学会関係の専門家の意見についてもいろいろと聞く必要がある。私のほうで理解しているのでは、今年30日、9月30日に地震火山噴火予知研究協議会（主催）と地震学会（共催）が南海トラフの地震に関するワークショップを開催して、これは公開でやりますので、一番早いのはそこで議論されます。これはかなり専門的なのとか、地震の研究者の議論ですけれども、もちろん公開ですので一般の方もメディアも参加できるようなことで、いろいろな考えの研究者が議論をするようになっていきます。

そのほかにも事務局は必要があれば出かけて行って説明をするというふうに聞いていますので、いろいろな仕組みを考えて具体的に御提案があればしていきたいと思っております。

○河田委員 御承知のように、地震保険というものがちょうどことし50年なのです。先日、そのフォーラムがあったのですが、来年1月から実は全国的に保険料が上がるのです。これは損害保険協会の説明によると、地震の強い揺れに見舞われる確率が高くなるから、それで国民に納得していただく。そうしないと首都直下が起こったときに、実は今のままでいくとデフォルトになる可能性もあるということで、ですからもっと地震保険に入っていくと必要があるので。そうすると、いわゆるハザード系の揺れの大きさがどうか、

発生確率がどうかというよりも、被害の大きさを国民に訴えないと地震保険に入らないこととなりますので、ですからこの2つの分け方で論点2つでいいのですけれども、国民がもっと地震保険に入ってもらって、起こったときの被害を何とか自助努力でいこうというふうな考えになるように、ハザード系の確立だけを評価するのではなくて、被害の大きさも同時に出さないと、なかなか実際に地震保険に入るといふことのインセンティブがとれないのではいか。

ですから今の普及率は随分低いものですから、災害対応というのはほとんどが実は公的などところでどうするというを中心に行っているのですけれども、自助とか共助を期待しないと、こういう大きな災害を乗り越えられないということも国民に知っていただかなければいけない。そうすると確率の大きさが地震保険の掛け金が高くなることにつながるだけではなくて、起こったときの被害の大きさを考えたら入っておかなければだめですというようなものに持っていかないと、実はいきなり対策ではなくて、被害の大きさを真ん中に入れておかないと中抜けになってしまっているいろいろな難しい。ですからもちろん被害を論点としてやりなさいではなくて、被害はかなりわかっていますので、それを予測と対応の中にちゃんと入れ込むことで、いわゆるこれからの地震災害を、特に自助努力で保険に入るといふところをもっと奨励するというか、そういうことが特に大事ではないかと思うのです。

熊本の地震でも、住宅再建というものが非常に大きなネックになっておるとなると、地震保険の普及をもっともっと進めておかないと首都直下、南海トラフで大変実は困ることに結果的になりますので、それはいろいろ論ずるときにベースとして、そういうものだとすることを必ず確認しながらやっていただきたいというのが希望です。

○平田主査 ありがとうございます。

この資料5の事務局が用意した進め方とありました、これはタイムテーブルでございますけれども、これについて何か御意見ございますか。

○河田委員 完結型の報告書ではなくて、こんなことを議論しなければいけないぞというふうなものも載っている報告書にしていただきたい。そうしないと一件落着になってしまったら大変なこととなりますので、こんな短時間で今、委員の皆様からいただいた御意見を解消できるわけではないので、今までの報告書とは違って、こういうことはもっとやらなければいけないという内容も含めていただかないと、2回で終わるわけがないので、ですから問題の大きさはわかりますので、となるところということもワーキンググループで指摘があって、政府としてもさらなる検討をしなければいけないというような内容の入った報告書にしていただけたらいいと思うのです。

○廣瀬（事務局） ちょっと回答させていただいたほうがよろしそうになってきましたので、先ほどのスケジュールの話は2回ということではなくて、その間、先生方のお時間の許す限りで、我々の準備が間に合う限り一生懸命やらせていただきたいと思います。

今、幾つかいただいた点につきまして、尾崎委員、河田委員からいただきました今回の

大震法の1つのあり方、大震法のような仕組みが必要かという論点の1つは、今の南海トラフの特措法も大体国が計画をつくり、地方が計画をつくり、事業者が計画をつくる。これは大体どこの計画も一緒なのですけれども、大震法はそのときに国が計画を実行してくれ、これを発動できる。要するにトリガーを引くのは国が役割を持っている。そのために気象庁長官からの報告が来る。こういうスキームがあります。ここは国、地方、事業者との関係をどのように整理するのかという1つの論点だと思っておりますが、それがまさしく1つの仕組みが必要かと論点整理をさせていただいているところの1つでございます。

それから、これは言いわけになります、あり方とさせていただいております、先ほど説明しましたように、実際の計画は細部にわたっております。法律事項である部分もありますし、基本計画で記述いただいている部分もあります。静岡県さんの計画で書いている、すなわち都道府県からデータいただくもの、事業者からいただくものもあります。全部についてこの場で御議論をいただくというのはなかなか難しい、現実的にはないと思っております、その大きな方向性につきまして、こういう観点のものは不確実性があっても対応を進めていくべきではないか。例えばそのような方向をあり方という形でまとめていただければと思っております。

そういう意味で我々の意気込みといたしまして、1年程度でまとめないといけないのではないかという意気込みだと御解釈いただければありがたいかなと思います。ただし、先ほどありましたように関係者が非常に多くございまして、1つ先ほど河田委員からありましたようにJRの話1つとっても、なかなかJRとしてもどう判断するのか難しいということは大いに出てくるかと思っておりますので、その辺は慎重ないろいろヒアリングをしないといけないかなと思っております。

それから、山崎委員からございました観点は、先ほど平田主査からもフォローいただきましたように、いろいろなところに出ていって、先ほど名前は伏すとかいろいろこのルールはありましたけれども、事務局としてしっかりどういう観点が大事だと考えているか、どのような議論が進められているかについては、報告を先ほどの公開のルールに沿ってさせていただいて、進めさせていただきたいなと思っております。

また、きょう最初にえらい幅広く説明をさせていただいた趣旨は、ここの部分だけを防災と捉えると、誤ったことにいくのかなという事務局の思いがございまして、河田委員からもございましたように地震保険の問題等も、これは河田委員に主査をお願いをしております熊本ワーキングでも、地震保険のあり方というのは大きな議論にこれからなっていくのかなと思っております。

ここでどこまで射程に入れるかというのは難しいかと思っておりますが、大きな大局観の中ではそういう観点が必要だということは思っておりますので、先ほどのあり方という中で全体像を捉まえたという意味で、今日御説明をさせていただいた趣旨から申し上げますと、そういう観点もやはりこれを考えるにおいても大事だと認識しておりますので、そのような形で進めさせていただければと思っております。

事務局から資料がございましたけれども、今のような論点を改めて整理をさせていただきますと、議論が進みますように準備をさせていただきたいと思っております。ほかに御指摘等ございましたら、またおっしゃっていただければ対応なり、まだ不十分かと思っておりますけれども、やらせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○平田主査 資料5は2回としか書いていないので、もう少しこの説明をしていただけますか。決して2回ではなくて、もっとあるのですけれども。

○廣瀬（事務局） ここから長いことあるという意味で、ここにたくさん入っているという意味であって、申しわけございません。誤解のなきように。

○平田主査 最初、事務局がつくった資料では毎月のようになっていましたので、多分、毎月のように開かれて3月までやるということです。議論によって方向が変わるので、あらかじめ全部決まっているわけではなくて、非常に根本的なところからやるというところがございますので、決して2回ではございませんので、皆様油断しないようにお願いします。

それと事務局も最初に御説明がありましたけれども、いわゆる大震法だけが国の防災対策の体系ではありませんで、例えば資料1で書かれているように、さまざまなことをやっているうちの非常に重要な1つが大震法でありますので、これが別に大震法がなくてもほかの法律や考えで全部できるということに、そういう議論になれば、そういうこともあるかもしれないし、大震法がなければできないというところもある。そういう議論はぜひしていただきまして、それも最初の前提となるのは、現在の科学がどこまでそれに応えられるかということでございますので、そこはぜひ山岡委員の部会で虚心坦懐にもう一度議論していただいて、それを社会がどう利用できるのかという観点などから議論をして、さまざまな関係者と意見交換をする中で方向を出していきたいと思っております。

そうすると基本的には資料5のような感じでやるということで、これは御了解を皆さんからとる必要があるのですが、これで嫌だという人はいないと思っておりますので、活発な御意見を。

○加藤（政策統括官） もともとの議案なら毎月1回程度というふうになっていまして、私どもそのような意気込みでございますけれども、いろいろなところでヒアリングしたときに、それも咀嚼しないで毎回毎回のほうがいいのかということと、あと、あつてはなりませんけれども、私ども非常なときに対応したときに毎月1回できるような体が別の作業に徹するというのもありますので、そこはよろっとしていただけますけれども、我々の見込みとしてはしっかりと議論を進めていきたいと思っておりますので、そこはぜひ先生方、かなりの御負担をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

○平田主査 ということでございます。

そうすると、今までの議論全体を通して御発言いただければ。しゃべっていない人はいなかったようですけれども、長谷川委員、お願いします。

○長谷川委員 先ほど山崎委員が言われたことは結構重要な観点で、地震学は近年、非常

に進展してきて、東海地震のあのころに比べたら雲泥の差がある。ですが、多分この論点、資料4の1ページのところに論点を書いてありますけれども、この予測の可能性・確度はというところの答えは、山岡委員の部会で検討していただいて出てくると思いますが、いずれにしても今の時点で答えはそんなに変わらないと思うのです。

そうすると論点の右側のところで予防的対策の実施状況も踏まえると、どのような緊急防災対応を実施するのが適切かというところの頭に来ているのが、津波が数分で到達する地域の住民や要配慮者の避難は必要か。この避難は必要かと言っているのは事前に避難が必要かという意味だと思うのです。事前に避難をしてもらえるような、つまり数日とか1週間とか10日とか、そういう短い期間で済むというような答えはないと思います。ですからもっと重層的に考えないといけないわけで、事前にと言っているのは地震が来るというのはもちろん可能性が高まっているということで、でも1年来なくても、5年来なくても、それで困らないような対応しかできないと思うのです。答えは決まっています。そうすると、この点についてはちょっと悲劇的な話になりますね。

もう一つの観点が、山岡さんの部会は予測可能性の評価がミッションなので、そこでは多分検討できないだろうし、多分、時間的にも難しいと思うので、ここであえて発言させていただきますが、観測網を沖合に展開することによって地震が起きた後に起こる津波あるいは地震動を予測するという技術は確立されてきているわけです。特に沖合の津波については、沖合に観測網があるかないかで決定的に違うわけで、日本海溝であれば先ほどの河田委員の話ではありませんけれども、沖合にケーブル式の海底津波計があれば、かなり前に確実な情報を多分出せるようになると思うのです。避難する時間がそれなりにあるので、それは非常に有効な情報になると思います。

私がここであえて発言させていただくのは、数分で到達するという南海トラフの場合、沖合に震源域を囲むようにというか、震源域全域にケーブル式の津波計を展開したとして、そのことによって津波到達のどのくらい前に確実な情報が出せるか、どのくらい時間が稼げるか、その辺のところを検討する必要がある。津波即時予測は新しい技術で、その検討は簡単にはできないと思うのです。つまりこういうところの議論で、できるはずだというのは定性的には言うことはできると思うのですが、定量的に少し検討する必要がある。これは山岡さんの部会では時間的にまず無理なので、できたら事務局でその辺のところを少し定量的に検討することをやっていただきたい。そういう地震ではないかと私は思うのです。国家としてどのように対応するかということが問われているわけで、その辺のところを時間をかけてでも事務局で定量的に検討していただいて、何回か開くこのワーキンググループで、その辺のところもあわせて議論してほしいというのが私の希望です。

○尾崎委員 今、長谷川先生が言われた話と山崎先生が言われた話に関連することですけれども、予測が出たとしても多分、確度が低いわけです。だから絶対に来るという予測は来ない。だからみんなが、住民が津波避難タワーの上でずっと毎日暮らし始めたなんてことにはならないのだろうと思うのです。ですが、ただ、そうだとでもできることは間違

いなくあって、各住民の皆さんのそれぞれベッドの横のたんすはどけておくとか、津波避難タワーまでの間の障害物をあらかじめ排除しておくとか、さらに津波避難タワーの上の備蓄物資の量をふやしておくとかいう形で、必ず確度は低くとも一定危険度が高まったということに対応してできることがある。ですからやはりそこはそれぞれ行政レベルにおいて一定確度が高まった中において何ができるかということを経験を端にして具体的に考えていって、それを例えば国土強靱化地域計画の中に反映させていくなどという形でぜひ議論を進めていっていただければと思います。

多分、警戒は始めたのですけれども、しばらく本当に地震が来ないといういわゆる生殺し状態になることも絶対にあり得るのだらうと思うのです。ただ、それを恐れて対応しないのではなくて、そのときでもいざ発生したときの役に立つ、いわゆる地域の防災力が高まるような形で展開すればいいので、そういう形である意味、確度の低いということは恐れずに対応していく議論を展開していただければと思います。

○平田主査 ありがとうございます。

大変活発な意見を第1回からしていただきましたので、こういうことで根本的なところから議論をしていただきたいと思います。

それでは、事務局のほうにお返しします。議事としてはこれで終了させていいですか。

○廣瀬（事務局） ありがとうございます。

マスコミが入ります。

（報道関係者入室）

○廣瀬（事務局） それでは、松本防災担当大臣より御挨拶をいただきます。松本大臣、よろしくお願いたします。

○松本大臣 内閣府防災担当大臣の松本でございます。

所用により遅れて大変申しわけなく存じております。

委員の皆様におかれましては、本日は御多忙のところ本ワーキンググループに御出席を賜り、まことにありがとうございました。

終わりにになりましたが、第1回の開催に当たりまして一言、御挨拶を申し上げたいと思います。

我が国は、度重なる地震災害に見舞われております。昭和53年に制定された大規模地震対策特別措置法は、我が国初の地震防災のための特別措置法であり、地震の直前予知を行って被害をできるだけ減らすための緊急的な対応を実施することを目的とした法律でございます。しかしながら、その後40年近くがたちまして、その間に地震研究が進むにつれ、確度の高い地震予知が難しいことがわかってまいりました。一方、その間に阪神・淡路大震災、東日本大震災などを経験し、建物の耐震化、防災訓練などハード、ソフト両面のさまざまな防災対策の充実を行ってまいりました。

しかしながら、南海トラフ沿いの巨大地震が発生した場合には、依然として人命を初めとした大きな被害が出てしまうことが予測されております。地震予知は難しいと言われて

おりますが、観測体制の充実により海域の地震活動も詳細に捉えることができるようになってまいりました。このワーキンググループでは、南海トラフ沿いで発生する地震を対象として、地震の予測に関する情報を防災・減災に結びつけることができないかということ、今の大震法の枠組みにとらわれることなく議論していただきたいと考えております。

本日は、委員の皆様から幅広い御意見をいただいたと伺っております。次回以降も引き続き、忌憚のない御意見を、活発な御議論をいただきますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、私からの御挨拶とさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

○廣瀬（事務局） ありがとうございます。

大臣はここで御退室をされます。

（松本大臣退室）

○廣瀬（事務局） 以上をもちまして、本日の検討会を終了させていただきます。

御参加いただきました委員の皆様、大変ありがとうございました。